

豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 2025 年 1 月 8 日（水）午後 1 時 30 分 開会 午後 3 時 17 分 閉会
- 2 場所 豊岡市役所立野庁舎 1 階 多目的ホール
- 3 出席者 委員 11 名、事務局 8 名
- 4 議事 **【報告事項】**
 - (1) 2024 年度豊岡市国民健康保険事業の状況
 - (2) その他
 - ・ 国民健康保険に関する制度改正について**【協議事項】**
 - (1) 2025 年度豊岡市国民健康保険事業計画（案）について
 - (2) 2025 年度豊岡市国民健康保険税率の算定について

会議録（要点記録）

1 開 会	
2 あいさつ・自己紹介	
3 会長及び会長代理の選出	
4 諮問	
5 議事録署名人の指名	
6 議事【報告事項】	
議 長	それでは、ただいまから諮問に基づきまして議事を進めていきたいと思ひます。報告事項の（1）から（2）まで報告を受けたいと思ひます。
事 務 局	《 事務局説明 》 （1）2024 年度豊岡市国民健康保険事業の状況 ・被保険者数等の状況～保健事業の実施状況 ・特定健康診査・特定保健指導事業 ・国民健康保険税収納状況 ・基金の保有状況 （2）その他 ・国民健康保険に関する制度改正について
議 長	報告事項の説明をいただきました。ご質問がございましたらどうぞお願いします。
委 員	ジェネリックの普及率ですが、81.5%という数字だけ見ればかなり普及しているように感じますが、最初が 79.46%ですから、1 年間で 2%、3%しか上昇していないということになると、これを最終目標から見て、負担額がいくら軽減できるかという、説明も不十分ではないかと思っております。この点はどうか。
事 務 局	ジェネリック医薬品の普及率については国が示しております目標数値は 80%ということになっており、ほぼ目標値に近い状況になりました。これが 80%前後になったのもここ数年ぐらいのことでございます。 これを維持出来たらよいと思っております。
委 員	被保険者数は減って、県からの求められる税率も上がっている。 2 割、5 割、7 割の減免の基準が出ていましたが、その減免を受けておられる方の人数、世帯数がわかれば教えていただきたいことが 1 つです。 それから、その前の滞納の関係の差押さえも含めて、回収の状況についての表もあったと思うのですが、個別にいろんな相談を受けておられると思ひます。個別の相談でどの程度把握されているか、教えていただきたいと思ひます。
事 務 局	はい、相談は受けております。 状況等をお聞かせいただく中で、場合によって分納の相談や、職を辞められて収入が下がったという方については、減免の対象になると思ひますので減免の手続きをしてもらうことになります。
委 員	分かりました。
委 員	昨年の 10 月から選定療養費が始まりまして、ジェネリック医薬品ではなく、オリジナルのものを選んだときに、患者さんの自己負担が大きくなるというものです。昨年の 10 月から移行したので、それがどれだけ大きく変わっているのかと思ひまして。ここは数値が大きく跳ね上がるかもしれないと期待できるところです。
事 務 局	ジェネリックについてですけれども、改正があった以降についてはまだ集計

	が届いておりません。調剤の保険給付額を減らしたいということが国のねらいだと認識しております。薬価の部分は変わらなくて、本人さんの負担が増える。なおかつ、給付額が若干減る仕組みだったかと思えますけれども、国の方からの集計資料はまだ届いておりません。
委員	2割、5割、7割の軽減を受けておられる方の数字がわかればお願いしたいです。それから、保険料の軽減の申請の仕方は、これは自分で所得を見て、基準を見て、調べて申請しないといけないのでしょうか。対象となる方が、きちんとその減免を受ける制度になっているかどうかを教えてください。
事務局	減免を受けている方の人数については、今調べております。 後段の方の質問ですが、この7割、5割、2割の軽減につきましては、所得を自動で行政が判別して、対象者に2割、5割、7割で減額をするようにしております。
委員	申請されなくても自動で減額になっているということで、よかったと思います。 短期被保険者証についても疑問があるのですが、滞納が年1年未満の場合、短期被保険者証を発行するという事で、保険適用医療を受けることができる仕組みでしたが、今回12月から新しい保険証の発行をしないということで短期被保険者証の発行もなくなりますね。 差し当たっては7月31日までは普通の保険証がその対象者の方にも発行されるということで、問題はないと思うのですが、その後の8月1日以降はどうなりますか。 これまでは、この短期被保険者証を発行する際に、この滞納状況について個別に相談に乗って、分割して支払うなどの計画を本人と話し合うようなことがされていましたがそれがなくなる。危惧しているのは、無保険になるとか、窓口10割負担の方が増えるのではないかとということです。 その辺りの対策をしっかりと取っていただく必要があるのではないかと思います。いかがでしょう。
事務局	今までは短期被保険者証をお持ちの方は、3か月ごとにご相談いただいて、払える分はできるだけきちんと納付をいただく機会がありましたが、そういった機会が基本的にはなくなります。 ただ、きちんと納めておられる方と全く同じ医療を受けることができるというわけではありません。通常は3割負担の医療を受けていただくことができるのですが、一般の方は、所得に応じて、限度額が決まっており、その限度額で自動的に請求額が決まるのですが、それが限度額でおさまらない措置が短期被保険者証の方にはされていて、入院等の高額な費用が必要になったときには、納税相談等をしていただく形になります。 また資格者証につきましては、病院での窓口負担は特別療養費ということで10割負担をしていただいた後、その負担分を国保の窓口で、償還払いをさせていただいたときに、国保税の納付について一緒にご相談いただくということになります。
委員	現在の方針と合わせて、随時国からもいろいろと通達が届くと思います。そういったことも踏まえて、ぜひよろしく願いいたします。
委員	基金の保有状況についてですが、3億5,700万円の国保基金が残ります。大体、5年間で均等だと1年7,100万円と試算が出ております。これは、国保税の算定に大きく関わるところだと思います。 昨年の残高が3億2,900万円で、昨年は、基金から5,000万円取崩しましたが、現在高が2億7,900万円になるのではなくて、3億5,700万円に増えている。繰越金や余剰金の関係で増えたのだと思いますが、説明をお願いいたします。

事 務 局	今後の諮問内容に重なるところがございますので、その時にご説明させていただきますが、保険税率の軽減の原資として、基金を活用するというのが1つの目的です。ただ、県の保険税率に到達させるためには、若干なりとも税率が上がる話になりますので、できるだけ被保険者の方に還元する方法を考えていきたいと思います。
事 務 局	先ほどご質問いただきました、軽減の人数につきましてお答えいたします。 令和6年度の国に対する報告の資料を見まして、7割軽減が2,824世帯、5割軽減が1,307世帯、2割軽減が968世帯でございます。
6 議事【協議事項】	
議 長	それでは、先ほど諮問のありました事項について、協議してまいります。 まず、「(1) 2023年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	《事務局説明》 2025年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)
議 長	事務局の説明は終わりました。ご質問並びにご意見がありましたらご発言ください。
	質問なし
議 長	よろしいでしょうか。 それでは、次の「国民健康保険の保険税率の算定の見直しについて」説明をいただきたいと思います。
事 務 局	《事務局説明》 国民健康保険税率の算定の見直しについて
議 長	以上説明をいただきまして、大変難しい説明もあったように思いますけれども、この件について全般にわたりまして何かありますか。
委 員	県標準税率へ、参考に基金を繰り入れ、被保険者負担額を緩和しながら、2027年度を目安にと書いてありますね。 これを読むと、2025年度から2027年度までに、基金を繰入れると読めるのですが、実際は2030年度までに県下、完全統一を目指すものですから、2030年度までに基金を投入するということですね。 もう一つ、もう一度12ページに戻りますけれども、一番下の黄色い部分は、トータル2億8,000万円を、5年間にわたって導入することがよくわかるのですが、現在高が3億5,700万円あるわけですね。その余剰金を先ほど説明されたように、財政安定化と保健事業に使うということですが、例えばこの全てを5年間で使い切るという考えはなかったのか。 もしも、残りを財政安定化等保健事業に使う場合は、県と協議と書かれていますね。もしかしたら、県がノーと言う可能性もあるわけですね。 それともう一つ保健事業についてですが、確かに良い案だと思います。しかし、特定健診、人間ドックの2023年度の実績を見ると、対象者が非常に限定的となつて、被保険者全体を対象としたようにはなっていないように思います。事業報告にありました、人間ドックや特定健診は40数%から、50%に行かない状況ですね。だから我々の希望としては、被保険者の全員が対象になるような事業に、還元していただけたらと思うのですが、その点いかがでしょうか。 2点お願いします。
議 長	事務局は説明をお願いいたします。
事 務 局	基金の繰入れにつきましては、正式ではありませんが、税の軽減には基金を使うことはできないというルールがあります。それ以外のものについてどのような利用が許容されているか明確な基準が示されておりません。ただ、2030年度まではそういったことができるのですが、それ以降、繰越金などがあるか

		もしも、必ずいくらかの基金は発生することになると思います。それをどのように被保険者の方に還元するかということで、保健事業等ということを考えております。 その特定健康診査の方の受診料の軽減方法等、可能な限り被保険者の方のメリットになるようにということは考えております。 ご意見のありましたように、特定の人だけではないかというご指摘をいただきまして、もちろんそういったご意見もあるとは思いますが、ただ、その受診料を支払うのは難しいということで受診をされてない方々に、受診ができるような条件を少しでも広げていけたらと考えております。
議 長		よろしいでしょうか。
委 員		わかりました。ということは、2030 年の完全統一化までに基金をすべて使い切るという考えは当初からなかったわけですね。 当然いくらか残して、残した部分を先ほど説明された、財政の安定化とか保健事業に使うという趣旨で、最初から全部使うという趣旨はなかったわけですね。
議 長		そのことについて、事務局どうでしょうか。
事 務 局		最初から、すべてを使い切るということは、事実上難しいのではないかと考えておりました。 といいますのは、先程言いましたように、繰越金等いろいろなことがあるので、必ずしもゼロになるということはないと考えております。 例えば 2030 年度代以降に、大きく保険税率が変わったり、大きな疾病がある方があったり、財政が非常に困窮するということは当然考えられます。 そのときは、県は、医療費に対して保障はしてくれるのですが、保険税については、やはりなかなか厳しいところもあるので、決めた率できちんと納めていただきたい、その分の納付金を要求されますが、その差が足りない部分は、やはりどうにかして捻出して納めないといけない状況になるかと思います。その分の財政の健全化のためには、たくさんは必要ないと思いますが、ある程度は持っておくべきだと考えております。
委 員		わかりました。
議 長		他の皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。
委 員		5 年間だと毎年 7,000 万円ずつ基金を繰入れる検討が、当然なされるべきではないかと思いますが、今回の繰入の検討が 5,000 万円または 5,800 万円としている。先程の話で言えば、すべて使い切ることにならないのではないのでしょうか。まず、7,000 万円の試算が当然発生点ではないかと思ったわけです。
議 長		事務局どうでしょうか。
事 務 局		委員のおっしゃることも当然わかります。 例えば今年 1 億円投入して、ぐっと下げることは可能ですが、2030 年度に最終の目標が定められています。今年下げて、来年からはさらに上昇率を上げるというふうなスタンスになります。 それが本当に被保険者のためになるのかというところは十分検討すべき話だと思います。今年だけいращやる方も当然いращやいますけれども、ずっと加入されている方のことを考えますと、ある程度段階を踏みながら、徐々に 2030 年度に向けて、保険税率を少しずつお願いしていきたいという考え方で基本的にはスタートしております。よろしいでしょうか。
委 員		5,000 万円、6,700 万円、2027 年度は 8,500 万円、2028 年度、2029 年度、とあり、合計 2 億 8,600 万を、今、報告のあった基金残高 3 億 5,000 万を取り崩すと、この分だけでも 7,000 万円残りますね。さらに余剰金がこれにプラスされて残ることになると思います。

	そうではなくて、7 ページにある、基金残高を 5 年間で割った平均が 7,142 万円だということです。5 年間は、毎年 7,000 万円を繰り入れていっていただきたいと思います。 最初に言いましたように、非常に市民の生活が厳しい状況です。株価が上がって、年末、非常に一部で景気がいいような話もありますけども、昨年の下半期は、生活保護の申請件数が、非常に近年の中で高かったと言われております。今年 1 月から 4 月にかけて、いろんな商品、6,000 品目の物価が上がっていくと言われております。 賃上げと言われてもなかなか物価に追いつくだけの賃上げがなされるようなところがほとんどないわけで、そういう社会情勢も踏まえて、ないお金ではないので、年間当たり 7,000 万円の基金の繰り入れという試算計算を昨年は行われたと思うのです。それを今回行われずに、5,000 万円と 5,800 万円だけの試算というのは納得いきません。以上です。
議 長	委員の皆さん、よろしいですか。 それでは、この会としてはどのようにまとめたらよろしいでしょうか。 試算 A、試算 B としていただいておりますが。 さきほど要望も出しましたが、要望は要望としてお聞きしたということでよいでしょうか。
事 務 局	当局といたしましては、試算 A の方を、今後のことを考えお聞きしたいと考えております。
議 長	それでは質問をここで打ち切りさせていただいて、試算 A 提案でいきたいという想定があるのですけれども、委員の皆様よろしいでしょうか。今後のことを考えて、2030 年度の統一化が目の前でございますけれども、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。 賛成の方は、挙手をお願いいたします。
委 員	挙手（賛成）9 名
議 長	はい、わかりました。 それでは反対が 1 人ということでございますので、試算 A 案でさせていただくということで決定をさせていただきます。 なお税率等の端数処理を含めましては、県から示された本算定結果をもとに事務局で作成いただき、次回の協議会に改めて提示を受けるということといたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	さきほど 7,000 万円の基金取り崩しについて試算をというご意見がありましたが、これは答申に記載されるのでしょうか。
事 務 局	委員がおっしゃっていた 7,000 万円なり、5,000 万円なりは、希望としてお聞きはするのですが、保険税率の引き下げに利用するのではなく、違う方法で、被保険者の方に還元する方法を探っていきたいと思っています。
議 長	それではそのようにさせていただきたいと思いますが、その他ご意見はございませんでしょうか。 全般にわたりましてのご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。
委 員	税率引き下げ以外にも、基金を使うことも検討すると言われたのでお話しするのですが、この国保基金に限らず、市の財政にも求めたいと思うのですが、例えば子どもの均等割を半額にする制度の、対象年齢を広げることや、全くゼロにするなど。それから、国保基金以外の市の財政を、この国保の軽減に使うことができるわけです。名古屋で、一律 5 % 均等割を軽減したということも聞いております。検討をお願いしたい。
議 長	他はよろしいでしょうか。 それでは協議事項はここまでとしたいと思います。 諮問に係る答申の取りまとめについては、来週の 1 月 15 日水曜日に再度開

		催予定の運営協議会で行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
7 その他		
議	長	次に、7番目のその他についてですが、せっかくの機会でございます。時間も経過しておりますけれども、委員の皆様、何かございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。
委	員	《発言なし》
議	長	それでは事務局からお願いいたします。
事	務	局
		次回事務連絡
9 閉 会		
議	長	これで、すべての協議事項は終了しました。長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。 お疲れ様でした。